

東金市「令和８年度版家庭ごみの出し方」有料広告掲載基準

（趣旨）

第１条 この基準は、東金市が作成し令和８年３月末に配布する「令和８年度版家庭ごみの出し方」（以下「リーフレット」という。）に広告を掲載するに当たり、東金市有料広告掲載要綱（平成１７年７月２０日制定）第５条の規定により必要な事項を定めるものとする。

（広告主の募集）

第２条 市長は、広報等により広告主（リーフレットへの広告を掲載する者をいう。以下同じ。）を募集するものとする。

（広告の規格等）

第３条 広告の掲載位置は、リーフレットにおいて市長が指定する位置とする。

２ 広告の枠数は、４枠とする。

３ 広告の刷色は、４色までとする。

４ １枠の広告掲載寸法は、縦２．７ｃｍ×横６．７ｃｍとする。

５ １枠の広告掲載料は、６５，０００円（消費税相当額を含む。）とする。

６ 広告の掲載期間は、リーフレット配布期間（令和８年３月末～令和９年３月末）までとする。

７ リーフレットの発行部数は、２２，０００部とする。

（掲載できる広告内容）

第４条 東金市有料広告掲載要綱第３条に規定する内容のものに限る。

（協議）

第５条 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し解決を図るものとする。

附 則

この基準は、令和７年８月１５日から施行する。